

(写)

稲 監 第 529 号
令和 2 年 11 月 19 日

稲 城 市 長 高 橋 勝 浩 様

稲城市監査委員 軍 司 信 一
稲城市監査委員 坂田 たけふみ

令和 2 年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和 2 年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 14 項の規定により通知願います。

令和 2 年度財政援助団体等監査 結果報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体監査 及び 公の施設の指定管理者監査

なお、本監査は稲城市監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の対象

1 財政援助団体 及び 公の施設の指定管理者

(1) 稲城市商工会

ア 稲城市商工会補助金

イ 桜・梨の花まつり事業補助金

(2) 稲城市中小企業勤労者福祉サービスセンター

ア 中小企業勤労者福祉サービスセンター事業補助金

(3) 一般社団法人稲城市観光協会

ア 稲城市観光協会補助金

イ いなぎ発信基地ペアテラス指定管理料

2 所管部署

市民部 経済観光課

第 3 監査の範囲

平成 31 年度の財政的援助 及び 公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行

第 4 監査の実施期間

令和 2 年 8 月 24 日から令和 2 年 11 月 19 日まで

第 5 監査の場所

監査事務局及び監査対象施設

第 6 監査の主な実施内容

監査は、次の着眼点に掲げる事項が適正に行われているかどうかについて、監査対象の団体及び所管部署から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、関係職員からの事情聴取等、稲城市監査基準に準拠し通常実施すべき監査手続により実施した。

第7 監査の着眼点

1 財政援助団体監査

(1) 所管部署

- ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか
- イ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か
- ウ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か
- エ 補助金等の効果及び条件の履行の確認はなされているか
- オ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか

(2) 財政援助団体

- ア 事業計画書、予算書、決算諸表等と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符号するか
- イ 補助金等交付申請書の提出、補助金等の請求及び受領は適時に行われているか
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか
- エ 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか
- オ 出納関係帳票の整備・記帳は適正か、領収書等の証拠書類の整備・保存は適切か
- カ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か

2 公の施設の指定管理者監査

(1) 所管部署

- ア 指定管理者を導入した目的、趣旨はいかされているか
- イ 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか
- ウ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか
- エ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか
- オ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか
- カ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか
- キ 事業報告書の点検は適切になされているか
- ク 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか
- ケ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか

(2) 指定管理者

- ア 施設は関係法令・条例等の定めるところにより適切に管理されているか
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
- ウ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか
- エ 利用促進のための努力はなされているか

オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか、他の事業との会計区分は明確になっているか

カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳は適正になされているか、領収書類の整備・保存は適切になされているか

キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか

第8 監査の結果

監査対象団体における財政的援助 及び 公の施設の管理に係る出納その他の事務並びに 所管部署における事務については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に以下のとおり改善又は検討すべき事項が見受けられたので、必要な措置を講じ、今後の事務の執行に万全を期していただきたい。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度改善を要望した。

1	対象	一般社団法人 稲城市観光協会 対象の補助金：稲城市観光協会補助金
	指摘事項	委託契約について、必要な契約書が取り交わされていないなど不適切な契約行為が見受けられました。 会計処理規定に基づき、契約手続きを適正に進められたい。

2	対象	一般社団法人 稲城市観光協会 対象の補助金：稲城市観光協会補助金
	指摘事項	補助金の交付申請について、稲城市観光協会補助金交付要綱第9条の事業報告等に定める提出書類の収支決算書に東京都補助事業のモニュメント設置に伴うペアパーク公園台帳整備費用及び平成31年度内に実施及び支払が完了していないものを未執行費用として含めて決算額を確定し、同要綱第11条に基づき交付請求していた。 未執行費用の取扱について所管部署と協議するとともに、今後同様な事案が発生しないように改善を図られたい。

3	対象	稲城市商工会 対象の補助金：桜・梨の花まつり事業補助金
	指摘事項	補助金の交付申請について、会議室使用料の過剰計上を含めて確定し、交付請求していた。 補助金の額を確定するにあたっては、十分注意を払って実績報告書類の精査を進められたい。

4	対象	稲城市商工会 対象の補助金：稲城市商工会補助金
	指摘事項	補助対象経費の人件費の福利厚生費において、勘定元帳の支給金額と補助金の申請・交付された福利厚生費の額に差異が認められた。 補助金の額を確定するにあたっては、十分注意を払って実績報告書類の精査を進められたい。

5	対象	稲城市商工会 対象の補助金：稲城市商工会補助金
	指摘事項	補助対象経費の人件費において、臨時職員に対して、稲城市商工会パートタイム労働者就業規程に明記されていない有給休暇 0.5 日の支給、旅費の支給を行っていた。 支給実態と整合性が取れるよう規則の整備を進められたい。

6	対象	市民部経済観光課 対象の補助金：稲城市観光協会補助金
	指摘事項	稲城市観光協会補助金について、ペアパーク公園台帳整備費用及び平成 31 年度内に実施及び支払が完了していない未執行費用を含めて決算額を確定し、補助対象経費に含めて交付していた。 今後同様な事案が発生しないように改善を図られたい。

7	対象	市民部経済観光課 対象の補助金：桜・梨の花まつり事業補助金
	指摘事項	補助対象経費の会議費において 会議室使用料の過剰計上分を含めて交付していた。 補助金の額を確定するにあたっては、十分注意を払って実績報告書類の精査を進められたい。